

(証券コード 1945)
平成26年6月5日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋茅場町一丁目3番1号
株 式 会 社 東 京 エ ネ シ ス
代表取締役社長 榎 崎 ゆ う

第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成26年6月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー17階「オパール17」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項
 1. 第67期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第67期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.qtes.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

わが国の景気は、円安による輸出採算の向上と内需をけん引役に緩やかな回復傾向が持続しておりますが、当社の経営環境は、電力会社のさらなる経営改革の取り組みと徹底した合理化策の展開により、益々厳しさを増している状況にあります。

このような状況の中、当社グループは、長年培ってきた現場技術力をはじめ、持てる力を結集して、社会のインフラを守るという役割を果たしてまいりました。

具体的には、電力供給力確保のための千葉、広野、常陸那珂の各火力発電所の電源増強・増設工事、福島第一原子力発電所の循環冷却系・汚染水処理系の多様な作業や地域除染作業のほか、発電所、変電所、原子燃料サイクル施設の改修・点検工事及び一般電気設備関連工事等に、全社を挙げて注力してまいりました。

また、収益源を確保し今後の成長・発展の礎を築くために、再生可能エネルギー分野へ本格的に進出し、複数のメガソーラー（大規模太陽光発電所）設置工事にも積極的に取り組んでまいりました。

この結果、受注高は、前期比52億98百万円増の555億90百万円、売上高は、前期比63億19百万円減の541億97百万円となりました。

利益面につきましては、諸経費等の削減に努めてまいりましたが、売上高の減少及び価格競争の熾烈化等の影響により、営業利益は前期比19億69百万円減の27億69百万円、経常利益は前期比19億63百万円減の28億78百万円となりました。当期純利益は、前期に比べ特別損失の計上額が減少したこと等から前期比2億82百万円増の17億21百万円となりました。

企業集団の受注高・売上高・繰越高

(単位 百万円)

区 分	前期繰越高	受 注 高	売 上 高	次期繰越高
設 備 工 事 業	24,356	54,365	53,008	25,713
その他の事業	—	706	706	—
差異調整額	—	519	482	36
合 計	24,356	55,590	54,197	25,749

(2) 設備投資及び資金調達の状況

① 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は19億15百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

本社社屋の新設 東京都中央区

② 資金調達の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、電力会社の徹底した費用削減等の合理化方策の加速により、当社グループを取り巻く経営環境はさらに厳しさを増すものと予想されます。

このような激変する環境下において、さらなる成長を遂げるため、受注の獲得と利益の確保を最重点課題に、営業力・技術力を強化するための構造改革を断行し経営基盤の再構築をはかってまいります。

当社グループは、これまで一貫して取り組んでまいりました電力関連設備の建設・保守工事等の既存領域を堅持しつつ、将来に向け収益基盤を支える新たな事業として再生可能エネルギーや新電力（特定規模電気事業者）等の関連工事に果敢に取り組んでまいります。また、福島第一原子力発電所の安定化・廃止措置及び地域除染等につきましても、強い使命感をもって継続して取り組んでまいります。

そして、経営全般にわたる原価低減によるコスト競争力の強化及びエンジニアリング力（設計力・調達力・施工力）の強化をはかり、全社の総力を挙げて継続的な発展と企業価値の向上に努めてまいります所存でございます。

株主の皆さまにおかれましては、何卒今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(注)区分に対応した部門等の名称

区 分	部 門 等
設 備 工 事 業	火力・産業部門、原子力部門、水力・変電部門、通信部門
そ の 他 の 事 業	不動産事業、リース・レンタル事業、保険代理業

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位 百万円)

区 分	第 64 期 (平成22年度)	第 65 期 (平成23年度)	第 66 期 (平成24年度)	第67期(当期) (平成25年度)
受 注 高	42,494	73,929	50,292	55,590
売 上 高	48,032	60,746	60,516	54,197
当 期 純 利 益	1,344	1,127	1,439	1,721
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	38円40銭	32円20銭	41円14銭	49円21銭
総 資 産	60,357	66,665	68,715	65,271

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位 百万円)

区 分	第 64 期 (平成22年度)	第 65 期 (平成23年度)	第 66 期 (平成24年度)	第67期(当期) (平成25年度)
受 注 高	39,363	70,514	46,771	52,398
売 上 高	44,756	57,322	56,629	50,991
当 期 純 利 益	1,236	993	1,189	1,656
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	35円32銭	28円37銭	34円 0 銭	47円35銭
総 資 産	56,770	62,623	63,804	61,222

(5) 重要な親会社及び子会社の状況（平成26年3月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
東工企業株式会社	100	100	不動産の賃貸及び管理並びに電線類の売買
株式会社バイコム	10	100	機械装置・工具・車両等の賃貸及び売買
株式会社テクノ東京	10	100	発電設備の工事の請負
東工電設株式会社	20	100	発電設備・変電設備の工事の請負
株式会社清田工業	50	40	給排水設備・空調設備の工事の請負
株式会社 東 輝	10	100	損害保険代理業

(注) 出資比率の計算は、間接保有を含んでおります。

③ その他

東京電力株式会社は当社の株式を9,064千株（出資比率24.33%）所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

(6) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

当社グループは、電力関連設備や一般電気設備工事等の設計及び施工を主な事業とし、さらに不動産の賃貸及び管理、工具備品・車両等のリース・レンタル並びに保険代理業等の事業活動を展開しております。

(7) 主要な営業所及び工場（平成26年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都中央区	福 島 支 社	福島県双葉郡
京 浜 支 社	神奈川県横浜市	新 潟 支 社	新潟県柏崎市
千 葉 支 社	千葉県市原市	青 森 支 社	青森県上北郡
茨 城 支 社	茨城県ひたちなか市	総合技術センター	千葉県千葉市

② 子会社

会 社 名	所 在 地
東工企業株式会社	東京都中央区
株式会社バイコム	東京都中央区
株式会社テクノ東京	東京都足立区
東工電設株式会社	東京都足立区
株式会社清田工業	東京都中央区
株式会社 東 輝	東京都中央区

(8) 従業員の状況（平成26年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
1,397名	17名減

(注)従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,216名	10名減	45.6歳	20.1年

(注)従業員数は就業人員であり、受入出向者20名を含み、他社への出向者51名は含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項（平成26年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 72,589,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 37,261,752株 |
| (3) 株 主 数 | 3,799名 |
| (4) 大 株 主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
東 京 電 力 株 式 会 社	9,064	25.91
東 京 エ ネ シ ス 社 員 持 株 会	2,197	6.28
株 式 会 社 東 芝	1,331	3.81
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	858	2.45
HSBC BANK PLC A/C MARATHON FUSION JAPAN PARTNERSHIP LP	800	2.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	773	2.21
太 平 電 業 株 式 会 社	700	2.00
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	639	1.83
新 日 本 空 調 株 式 会 社	600	1.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	484	1.38

- (注) 1. 当社は、自己株式2,278千株を保有しておりますが、上記大株主から除外しておりません。
2. 持株比率の計算は、自己株式を控除しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成26年3月31日現在）

会社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	氏 名
代表取締役社長	榎 崎 ゆ う
常 務 取 締 役（営業本部長）	深 澤 義 典
常 務 取 締 役（原子力本部長）	鈴 木 康 郎
常 務 取 締 役（原子力本部長代理）	鈴 木 均
常 務 取 締 役	篠 原 宏 昭
常 務 取 締 役	石 井 元 継
常 務 取 締 役（火力・産業本部長）	小 林 隆
取 締 役（工務本部長）	青 木 敬 治
取 締 役（火力・産業本部長代理）	泊 裕 之
常 勤 監 査 役	滑 川 幸 廣
常 勤 監 査 役	松 本 芳 彦
監 査 役（弁護士（畑口紘法律事務所）、株式会社ニコン 社外監査役、双信電機株式会社社外監査役）	畑 口 紘
監 査 役（東京電力株式会社取締役代表執行役副社長）	山 口 博

- (注) 1. 常勤監査役 松本芳彦氏並びに監査役 畑口紘氏及び山口博氏は、社外監査役であります。
2. 常勤監査役 松本芳彦氏は、電力会社において長年にわたり経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査役 畑口紘氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 平成25年6月27日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって、取締役 猪野博行氏が任期満了により退任いたしました。
5. 平成25年6月27日開催の第66期定時株主総会において、新たに榎崎ゆう氏が取締役に選任され、就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当期に係る報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	10名	1億47百万円
監 査 役	3名	41百万円（うち社外監査役2名 22百万円）

- (注) 1. 定時株主総会決議による報酬限度額は、次のとおりであります。
取締役 年額 2億50百万円以内（平成22年6月29日定時株主総会決議）
監査役 年額 70百万円以内（平成20年6月27日定時株主総会決議）
2. 取締役の人数及び報酬等の額には、平成25年6月27日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました取締役1名を含んでおります。

② 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

社外監査役1名が当社の子会社から受けた監査役としての報酬等の総額は、0百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	主な活動状況
社 外 監査役	松本芳彦	—	当期開催の取締役会13回及び監査役会13回すべてに出席し、常勤の監査役として財務及び会計に関する経験及び知見等に基づき発言を行っております。
社 外 監査役	畑口 紘	弁護士（畑口紘法律事務所）、株式会社ニコソ社外監査役、双信電機株式会社社外監査役	当期開催の取締役会13回のうち11回に、監査役会13回のうち11回に出席し、弁護士としての経験及び知見等に基づき発言を行っております。
社 外 監査役	山口 博	東京電力株式会社取締役代表執行役副社長	当期開催の取締役会13回及び監査役会13回すべてに出席し、電力会社の役員としての経験及び知見等に基づき発言を行っております。

- (注) 1. 当社は、東京電力株式会社の持分法適用の関連会社であり、同社と当社との間には工事請負等の取引関係があります。
2. その他の重要な兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係等はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

項 目	報酬等の額
①当期に係る会計監査人としての報酬等	36百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、財務報告目的の内部統制の整備・運用・評価等にかかる助言業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条に定める解任事由に該当する場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等、会計監査人として適当でないと判断される場合には、監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

会社業務の適正を確保するための体制整備（内部統制システム構築の基本方針）を取締役会で決議しております。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 社会規範に沿った事業運営と企業倫理遵守の徹底を図るため、「東京エネクスグループ企業行動憲章」を定め、取締役はこれを率先して実践するとともに、執行役員及び従業員がこれを遵守するよう監督する。また、リスク管理を中心に業務全般を統括管理する「事業運営会議」を設置し、企業倫理遵守についても、この会議で統括することにより、コンプライアンス経営の徹底を図る。
 - ② 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督する。また、執行役員及び従業員に対して、必要に応じて職務遂行の状況について、取締役会への報告を求める。
 - ③ 取締役会の機能を補完し、効率的かつ適切な意思決定を図るため、常務会を設置する。常務会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、取締役会付議事項を含む経営の重要事項について審議する。
 - ④ 取締役は、法令及び定款に適合した適切な経営判断を行うため、常に的確な情報の収集に努める。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会、常務会、事業運営会議の議事録その他職務執行に係る情報については、その作成から利活用、保存、廃棄に至るまでを社内規程で定め、適切に管理する。
- (3) リスクの管理に関する規程その他の体制
 - ① 取締役は、事業活動に伴うリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に反映する。また、全社的にリスクの管理がなされるよう、社内規程を整備する。
 - ② 個々のリスクの管理は、社内規程に従い業務所管箇所が職務遂行の中で管理することを基本とし、複数の所管に跨る場合は、部門間協議の上、組織

横断的なタスクチーム等で適切に管理する。

- ③ 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、「事業運営会議」において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には、迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。
 - ④ 当社事業運営の基盤をなす「品質」・「安全」・「環境」に係るリスクについては、統合マネジメントシステムに従い、リスクアセスメントを徹底し、リスクからの回避に努める。
 - ⑤ 大規模地震・風水害等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築及び定期的な訓練の実施等、適切な体制を整備する。
 - ⑥ リスク管理体制の有効性については、内部監査組織が重点監査項目として定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を常務会等に報告する。取締役は、監査報告を踏まえ、所要の改善を迅速に図る。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 経営管理サイクルを明示するとともに、管理サイクル上の会議体の位置付けを明確にし、経営上の重要事項については、取締役会のほか常務会、事業運営会議、その他の会議体において適宜・適切に審議する等、効率的な意思決定を図る。
 - ② 取締役会の決定に基づく職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、取締役、執行役員及び従業員がそれぞれ迅速かつ適切にこれを執行する。
 - ③ 情報のセキュリティ確保を前提に、業務執行の効率性向上と適正の確保に資するIT環境の整備を図る。
- (5) 執行役員及び従業員の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 執行役員及び従業員全員が「東京エネシスグループ企業行動憲章」を遵守するよう、企業倫理統括責任者及び各部署に配置する企業倫理責任者が中心となり、その定着化と徹底を図る。
 - ② 法令や企業倫理上の問題を匿名で相談できる「企業倫理相談窓口」を設置し、寄せられた事案については「事業運営会議」で審議の上、適切に対応する。なお、相談者のプライバシーについては、社内規程に従い厳重に保

護する。

- ③ 職務遂行に係る社内規程の策定にあたっては、遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等によって当該規程に基づく職務遂行の徹底を図る。
 - ④ 執行役員及び従業員の職務遂行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査組織が、執行役員及び従業員の職務遂行状況について、定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を常務会等に報告する。取締役は、監査報告を踏まえ、所要の改善を迅速に図る。
- (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「東京エネシスグループ企業行動憲章」の下、企業集団として、目指すべき共通の方向性及び目標等を中期経営計画・経営目標として示し、その達成に向け企業集団をあげて取り組む。
 - ② 職務執行上の重要な事項については、社内規程等を整備し、子会社からの事前協議や報告を受ける体制を構築する。また、当社取締役と子会社取締役が定期的に意見交換を行うこと等により、企業集団全体の経営状況を把握するとともに、企業集団における経営課題の共有と解決に相互が努める。
 - ③ 「企業倫理相談窓口」を企業集団全体で利用できる環境を整えるとともに、必要に応じて当社の内部監査組織が監査を行うこと等により、企業集団全体の業務の適正を確保する。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- 監査役の求めに応じて、監査役の職務を補佐する従業員を配置する。ただし、専任・兼任については、事前に監査役と協議する。
- (8) 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役の職務を補佐する任に兼務で選任された従業員は、監査役の指揮命令に優先的に服するものとする。また、その人事に関する事項については、事前に監査役と協議する。

(9) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告するとともに、監査役の求める事項について、必要な報告を行う。また、執行役員及び従業員から、監査役に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が常務会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を整備する。
- ② 会計監査人及び内部監査組織が、監査役と連携を図るための環境を整える等、監査役監査の実効性を確保するための体制を整備する。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	40,139	流動負債	11,081
現金預金	3,706	支払手形・工事未払金等	6,528
受取手形・完成工事未収入金等	20,853	短期借入金	525
有価証券	10,747	未払法人税等	117
未成工事支出金	2,876	未成工事受入金	661
繰延税金資産	723	完成工事補償引当金	64
その他	1,238	工事損失引当金	397
貸倒引当金	△5	その他	2,787
固定資産	25,131	固定負債	6,662
有形固定資産	(18,217)	長期借入金	189
建物・構築物	8,113	繰延税金負債	27
機械・運搬具	192	退職給付に係る負債	6,218
工具器具・備品	492	役員退職慰労引当金	7
土地	9,379	資産除去債務	145
リース資産	38	その他	72
無形固定資産	(852)	負債合計	17,744
投資その他の資産	(6,061)	(純資産の部)	
投資有価証券	4,062	株主資本	46,512
繰延税金資産	1,751	資本金	2,881
その他	314	資本剰余金	3,730
貸倒引当金	△66	利益剰余金	40,896
資産合計	65,271	自己株式	△995
		その他の包括利益累計額	819
		その他有価証券評価差額金	828
		退職給付に係る調整累計額	△9
		少数株主持分	195
		純資産合計	47,527
		負債・純資産合計	65,271

連結損益計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		54,197
売上原価		48,237
売上総利益		5,959
完成工事総利益		3,189
販売費及び一般管理費		2,769
営業利益		98
営業外収益		19
受取利息及び配当金	98	
その他の	19	118
営業外費用		
支払利息	8	
その他の	0	9
経常利益		2,878
特別利益		
投資有価証券売却益	32	
受取弁済金	51	
その他の	8	92
特別損失		
固定資産売却損	13	
固定資産除却損	26	
本社移転費用	17	
その他の	0	57
税金等調整前当期純利益		2,912
法人税、住民税及び事業税	715	
法人税等調整額	489	1,204
少数株主損益調整前当期純利益		1,707
少数株主損失		13
当期純利益		1,721

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成25年4月1日残高	2,881	3,730	39,699	△990	45,319
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△524		△524
当 期 純 利 益			1,721		1,721
自 己 株 式 の 取 得				△4	△4
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,196	△4	1,192
平成26年3月31日残高	2,881	3,730	40,896	△995	46,512

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成25年4月1日残高	403	－	403	223	45,947
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△524
当 期 純 利 益					1,721
自 己 株 式 の 取 得					△4
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	425	△9	415	△28	387
連結会計年度中の変動額合計	425	△9	415	△28	1,579
平成26年3月31日残高	828	△9	819	195	47,527

連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

子会社（6社）は、すべて連結しております。

子会社名は、東工企業㈱、㈱バイコム、㈱テクノ東京、東工電設㈱、㈱清田工業、㈱東輝であります。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありません。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却
原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……………個別法による原価法

(2) 減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法を採用しております。
(リース資産を除く) ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物	10～50年
機械・運搬具	4～10年
工具器具・備品	2～15年

無形固定資産……………定額法を採用しております。
(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

完成工事補償引当金……………完成工事にかかる瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

工事損失引当金……………受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末の手持工事のうち、損失が発生すると見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることが可能な工事について、損失見積額を計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債については、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

なお、連結子会社である㈱清田工業の会計基準変更時差異（147百万円）については、10年による按分額を費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により、発生時から費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生した連結会計年度に全額一括費用処理しております。

② 完成工事高の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

③ 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

【会計方針の変更に関する注記】

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、会計基準変更時差異の未処理額を退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が36百万円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が9百万円減少し、少数株主持分が14百万円減少しております。

【連結貸借対照表に関する注記】

- 担保に供している資産
株式（投資有価証券） 2百万円
なお、上記の株式（投資有価証券）については、他社の借入金の担保に供している
ものであります。
- 有形固定資産減価償却累計額 13,781百万円
- 受取手形割引高 31百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

- 発行済株式の総数 普通株式 37,261,752株
- 剰余金の配当

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	262百万円	7.5円	平成25年3月31日	平成25年6月28日
平成25年10月29日 取締役会	普通株式	262百万円	7.5円	平成25年9月30日	平成25年12月3日

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成26年6月27日開催予定の定時株主総会において次のとおり付議することとして
おります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	262百万円	7.5円	平成26年3月31日	平成26年6月30日

【金融商品に関する注記】

- 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について短期的、中長期的運用ともに、安全性の高い金融
商品で運用しております。また、投機目的の取引は行わない方針であります。

資金調達については、運転資金の一部を金融機関より借入れております。

受取手形・完成工事未収入金等に係る一部の信用リスクについては、取引先の信用状
況を継続的に把握して与信管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早
期把握や軽減を図っております。

また、有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券や株式であり、定期的
に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）を参照してください。）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預金	3,706	3,706	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等 貸倒引当金	20,853 △5		
受取手形・完成工事未収入金等(純額)	20,848	20,846	△1
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	10,747	10,746	△1
② その他有価証券	3,740	3,740	—
資産 計	39,042	39,039	△2
支払手形・工事未払金等	6,528	6,528	—
負債 計	6,528	6,528	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間を加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

支払手形・工事未払金等

これらの時価は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額
非上場株式	322

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,352円98銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 49円21銭 |

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	36,702	流動負債	9,781
現金預金	1,451	工事未払金	5,888
完成工事未収入金	19,848	未払費用	1,662
有価証券	10,697	未成工事受入金	651
未成工事支出金	2,779	完成工事補償引当金	61
繰延税金資産	616	工事損失引当金	336
その他	1,308	その他	1,180
固定資産	24,519	固定負債	6,342
有形固定資産	(16,626)	退職給付引当金	5,911
建物・構築物	6,838	その他	431
機械・運搬具	144	負債合計	16,123
工具器具・備品	419	(純資産の部)	
土地	8,937	株主資本	44,270
リース資産	286	資本金	2,881
無形固定資産	(836)	資本剰余金	3,730
ソフトウェア	812	資本準備金	3,723
その他	24	その他資本剰余金	6
投資その他の資産	(7,057)	利益剰余金	38,654
投資有価証券	3,500	利益準備金	720
関係会社株式	797	その他利益剰余金	37,933
長期貸付金	1,012	配当準備積立金	1,000
繰延税金資産	1,630	固定資産圧縮積立金	418
その他	182	別途積立金	29,000
貸倒引当金	△66	繰越利益剰余金	7,515
資産合計	61,222	自己株式	△995
		評価・換算差額等	828
		その他有価証券評価差額金	828
		純資産合計	45,098
		負債・純資産合計	61,222

損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完 成 工 事 高		50,991
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価		45,876
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益		5,114
販売費及び一般管理費		2,593
営 業 利 益		2,521
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	177	
そ の 他	12	189
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
そ の 他	0	0
経 常 利 益		2,710
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	32	
そ の 他	71	104
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	27	
そ の 他	27	55
税 引 前 当 期 純 利 益		2,760
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	628	
法 人 税 等 調 整 額	475	1,103
当 期 純 利 益		1,656

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資 本 準備金	そ の 他 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計	
					配 当 準備 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
平成25年4月1日残高	2,881	3,723	6	3,730	720	1,000	421	29,000	6,380	37,522
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩							△3		3	—
剰余金の配当									△524	△524
当期純利益									1,656	1,656
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	△3	—	1,135	1,131
平成26年3月31日残高	2,881	3,723	6	3,730	720	1,000	418	29,000	7,515	38,654

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
平成25年4月1日残高	△990	43,142	403	403	43,546
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
剰余金の配当		△524			△524
当期純利益		1,656			1,656
自己株式の取得	△4	△4			△4
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			425	425	425
事業年度中の変動額合計	△4	1,127	425	425	1,552
平成26年3月31日残高	△995	44,270	828	828	45,098

個 別 注 記 表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子 会 社 株 式……………移動平均法による原価法

そ の 他 有 価 証 券

時 価 の あ る も の……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時 価 の な い も の……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未 成 工 事 支 出 金……………個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……………定率法を採用しております。

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 ・ 構 築 物 10～50年

機 械 ・ 運 搬 具 4～10年

工 具 器 具 ・ 備 品 2～15年

無 形 固 定 資 産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リ ー ス 資 産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
完成工事補償引当金	完成工事にかかる瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。
工事損失引当金	受注工事の損失に備えるため、当事業年度末の手持工事のうち、損失が発生すると見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることが可能な工事について、損失見積額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により、発生時から費用処理しております。 数理計算上の差異については、発生した事業年度に全額一括費用処理しております。

4. 完成工事高の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

【表示方法の変更に関する注記】

貸借対照表関係

前事業年度において区分掲記しておりました「未収入金」（当事業年度3億34百万円）については、重要性が乏しくなったため、当事業年度は流動資産の「その他」に含めて表示しております。

【貸借対照表に関する注記】

- | | |
|---|-----------|
| 1. 担保に供している資産 | |
| 株式（投資有価証券） | 2百万円 |
| なお、上記の株式（投資有価証券）については、他社の借入金の担保に供している
ものであります。 | |
| 2. 有形固定資産減価償却累計額 | 12,458百万円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債権・債務 | |
| 短期金銭債権 | 12,886百万円 |
| 長期金銭債権 | 1,004百万円 |
| 短期金銭債務 | 532百万円 |
| 長期金銭債務 | 236百万円 |

【損益計算書に関する注記】

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1. 工事進行基準による完成工事高 | 24,424百万円 |
| 2. 関係会社との取引高 | |
| 売上高 | 25,571百万円 |
| 仕入高 | 4,561百万円 |
| その他営業取引高 | 182百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 113百万円 |

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末における自己株式の数

普通株式

2, 278, 830株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

1. 繰延税金資産

退職給付引当金	2, 104百万円
賞与未払金	502百万円
投資有価証券評価損	232百万円
工事損失引当金	119百万円
その他	849百万円

繰延税金資産小計	3, 808百万円
----------	-----------

評価性引当額	△884百万円
--------	---------

繰延税金資産合計	2, 923百万円
----------	-----------

2. 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△400百万円
固定資産圧縮積立金	△231百万円
その他	△44百万円

繰延税金負債合計	△676百万円
----------	---------

繰延税金資産の純額	2, 247百万円
-----------	-----------

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
その他の 関係会社	東京電力㈱	被所有 直接26.3% 間接 0.0%	電力関連設備 工事の請負 役員の兼任等	電力関連設備 工事の施工等	25,550	完成工事未収入金	12,468
						その他の流動資産 (未収入金)	286

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
工事の受注については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。
2. 取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んでおります。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	東工企業㈱	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任等	資金の貸付	-	その他の流動資産 (短期貸付金)	104
						長期貸付金	1,004

- (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額 1,289円16銭
2. 1株当たり当期純利益 47円35銭

独立監査人の監査報告書

平成26年5月12日

株式会社 東京エネシス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 白羽 龍三 ⑧

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中川 昌美 ⑧

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東京エネシスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京エネシス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成26年5月12日

株式会社 東京エネシス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 白羽 龍三 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中川 昌美 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京エネシスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査に

は、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月16日

株式会社東京エネシス 監査役会

常勤監査役	滑	川	幸	廣	Ⓔ
常勤監査役（社外監査役）	松	本	芳	彦	Ⓔ
監査役（社外監査役）	畑	口		紘	Ⓔ
監査役（社外監査役）	山	口		博	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、中長期的な視点に立ち、安定した配当の継続を基本に、業績、内部留保の状況及び今後の事業展開への備え等を総合勘案して配当を実施することとしております。

期末配当金につきましては、当期の業績等を勘案し、中間配当金と同様1株につき7円50銭とさせていただきたいと存じます。

これにより、中間配当金を含めました当期の配当金は、1株につき15円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金7円50銭 総額262,371,915円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成26年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）の事業目的を一部変更するものであります。
- (2) 社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第30条（取締役の責任免除）に社外取締役の責任限定契約の締結を可能とする旨の規定を追加し、現行定款第38条（監査役の責任免除）に社外監査役の責任限定契約の締結を可能とする旨の規定を追加するものであります。
 なお、第30条の規定の追加に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～5. [条文省略] [新 設]</p> <p><u>6. 特定労働者派遣事業</u></p> <p><u>7. ～9.</u> [条文省略]</p>	<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～5. [現行どおり]</p> <p><u>6. 電気供給事業</u></p> <p><u>7. 労働者派遣事業</u></p> <p><u>8. ～10.</u> [現行どおり]</p>
<p>（取締役の責任免除）</p> <p>第30条 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の責任を法令の限度において</p>	<p>（取締役の責任免除）</p> <p>第30条 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の責任を法令の限度において</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="259 165 551 193">免除することができる。</p> <p data-bbox="161 520 410 548">(監査役の責任免除)</p> <p data-bbox="143 557 627 870">第38条 当社は会社法第426条第1項の規定により、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p data-bbox="763 165 1055 193">免除することができる。</p> <p data-bbox="763 201 1131 478"><u>当社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、その社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、同法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結することができる。</u></p> <p data-bbox="665 520 914 548">(監査役の責任免除)</p> <p data-bbox="647 557 1131 870">第38条 当社は会社法第426条第1項の規定により、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p data-bbox="763 879 1131 1156"><u>当社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、その社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、同法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結することができる。</u></p>

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	なら きき 榎 崎 ゆ う (昭和24年10月25日生)	昭和48年4月 東京電力(株)入社 平成15年6月 同社東火力事業所長 平成17年6月 同社執行役員茨城支店長 平成20年6月 東電環境エンジニアリング(株)常務取締役 平成23年9月 同社代表取締役社長 平成25年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	11,000株
2	ふか ざわ よし のり 深 澤 義 典 (昭和24年11月6日生)	昭和48年4月 当社入社 平成21年6月 当社常務取締役火力本部長 平成24年6月 当社常務取締役お客さま本部長 平成25年6月 当社常務取締役営業本部長 現在に至る	10,000株
3	すず き やす ろう 鈴 木 康 郎 (昭和27年5月14日生)	昭和52年4月 東京電力(株)入社 平成16年6月 同社原子力技術・品質安全部長 平成19年6月 同社理事 平成22年6月 当社常務取締役原子力本部長 現在に至る	12,000株
4	しの はら ひろ あき 篠 原 宏 昭 (昭和28年7月27日生)	昭和52年4月 東京電力(株)入社 平成17年6月 同社秘書部長 平成21年6月 当社取締役総務部・経理部担任 平成24年6月 当社常務取締役 現在に至る	11,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
5	石井元継 (昭和29年2月6日生)	昭和51年4月 当社入社 平成22年6月 当社取締役経営企画室長 平成24年6月 当社取締役情報ネットワーク統括部担任 平成25年6月 当社常務取締役 現在に至る	8,100株
6	小林隆 (昭和29年9月5日生)	昭和55年4月 東京電力(株)入社 平成22年6月 同社執行役員東火力事業所長 平成24年6月 当社取締役火力本部長 平成25年6月 当社常務取締役火力・産業本部長 現在に至る	5,000株
7	青木敬治 (昭和29年9月23日生)	昭和52年4月 当社入社 平成22年6月 当社執行役員工務本部副本部長兼変電工事部長 平成24年6月 当社取締役工務本部長兼水力工事部長 平成25年6月 当社取締役工務本部長 現在に至る	7,000株
8	泊裕之 (昭和30年4月1日生)	昭和53年4月 当社入社 平成23年6月 当社執行役員茨城支社長 平成24年6月 当社取締役火力本部長代理 平成25年6月 当社取締役火力・産業本部長代理 現在に至る	4,000株
9	猿渡辰 (昭和30年10月20日生)	昭和55年4月 当社入社 平成21年6月 当社福島支社福島第二現業所長 平成24年6月 当社執行役員原子力本部原子力技術部長 平成25年6月 当社執行役員原子力本部副本部長兼原子力技術部長 現在に至る	1,100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
10	田 中 等 (昭和25年7月28日生)	昭和51年4月 弁護士登録 昭和51年4月 成富総合法律事務所(現丸の内南法律事務所)入所 平成15年10月 同所代表 現在に至る (重要な兼職の状況) 弁護士(丸の内南法律事務所) 株式会社SUMCO社外監査役	0株

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 田中等氏は、社外取締役候補者であります。
なお、同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
3. 田中等氏を社外取締役候補者とした理由は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての経験及び知見を有し、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。
4. 第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、また、田中等氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間で、法令の限度において責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役滑川幸廣氏は、本総会締結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 する 当 社 株 式 数
たか ます ひろし 高 増 洋 (昭和30年1月28日生)	昭和53年4月 当社入社 平成20年6月 当社茨城支社長 平成22年6月 当社業務管理部長 平成24年6月 当社執行役員業務管理部長 現在に至る	2,000株

(注) 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー17階「オパール17」
電 話：03-3440-1111（代表）



交通：JR線・京浜急行線 品川駅（高輪口）より徒歩約3分
※ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。